

2016年11月8日

千葉県知事
鈴木 栄治 殿

日本アーカイブズ学会
会長 大友 一雄

千葉県文書館収蔵公文書・県史収集資料の大幅な減少について（公開質問）

平素よりお世話になっております。

われわれ、日本アーカイブズ学会は、かけがえのないアーカイブズ（団体、家及び個人が作成し、收受し、保存されてきた記録等）を守り、伝えていくための学術研究を続けている研究者・アーキビストからなる日本学術会議協力学術研究団体です。

さて、今般公開された、貴県文書館（以下、「文書館」といいます）の『平成28年度事業概要』によれば、2016年3月末現在の文書館が収蔵する公文書は129,336冊とされています。これは、『平成27年度 事業概要』に記載されている142,374冊から13,038冊減少しています。同様に、県史収集資料も68,281点減少しています。

ご存じの通り、公文書等の管理に関する法律（平成21年7月1日法律第66号）15条1項にて、特定歴史公文書等については「永久に保存しなければならない。」とされており、同34条で「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と規定されています。当会は、上記の法の趣旨等に鑑みて、県民共有の知的資源である歴史的に重要な公文書及び県史収集資料が大幅に減少していることを深く憂慮しております。

つきましては、以下の点について質問しますので、**11月末日**までにご回答くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、本質問状及び頂戴した回答は当会のホームページで公開することを申し添えます。

- 問1 文書館所蔵公文書・県史収集資料が、大幅に減少した理由は如何。
- 問2 減少した公文書・県史収集資料の具体的な簿冊名・資料名・内容は如何。
- 問3 減少の理由が廃棄によるものだとすれば、その根拠・選別基準は如何。
- 問4 減少の理由が廃棄であった場合、問3で質問した規則・制度等は、「公文書等の管理に関する法律」の趣旨を如何にふまえたものか。

以上

日本アーカイブズ学会事務局
〒105-0004 東京都港区新橋 1-5-5 国際善隣会館 5階

2016年11月8日

千葉県総務部
政策法務課長
高梨 みちえ 殿

日本アーカイブズ学会
会長 大友 一雄

千葉県文書館収蔵公文書・県史収集資料の大幅な減少について（公開質問）

平素よりお世話になっております。

われわれ、日本アーカイブズ学会は、かけがえのないアーカイブズ（団体、家及び個人が作成し、収受し、保存されてきた記録等）を守り、伝えていくための学術研究を続けている研究者・アーキビストからなる日本学術会議協力学術研究団体です。

さて、今般公開された、貴県文書館（以下、「文書館」といいます）の『平成28年度事業概要』によれば、2016年3月末現在の文書館が収蔵する公文書は129,336冊とされています。これは、『平成27年度 事業概要』に記載されている142,374冊から13,038冊減少しています。同様に、県史収集資料も68,281点減少しています。

ご存じの通り、公文書等の管理に関する法律（平成21年7月1日法律第66号）15条1項にて、特定歴史公文書等については「永久に保存しなければならない。」とされており、同34条で「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と規定されています。当会は、上記の法の趣旨等に鑑みて、県民共有の知的資源である歴史的に重要な公文書及び県史収集資料が大幅に減少していることを深く憂慮しております。

つきましては、以下の点について質問しますので、**11月末日**までにご回答くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、本質問状及び頂戴した回答は当会のホームページで公開することを申し添えます。

- 問1 文書館所蔵公文書・県史収集資料が、大幅に減少した理由は如何。
- 問2 減少した公文書・県史収集資料の具体的な簿冊名・資料名・内容は如何。
- 問3 減少の理由が廃棄によるものだとすれば、その根拠・選別基準は如何。
- 問4 減少の理由が廃棄であった場合、問3で質問した規則・制度等は、「公文書等の管理に関する法律」の趣旨を如何にふまえたものか。

以上

日本アーカイブズ学会事務局
〒105-0004 東京都港区新橋 1-5-5 国際善隣会館 5階

2016年11月8日

千葉県文書館
館長 目黒 敦 殿

日本アーカイブズ学会
会長 大友 一雄

貴館収蔵公文書・県史収集資料の大幅な減少について（公開質問）

平素よりお世話になっております。

われわれ、日本アーカイブズ学会は、かけがえのないアーカイブズ（団体、家及び個人が作成し、收受し、保存されてきた記録等）を守り、伝えていくための学術研究を続けている研究者・アーキビストからなる日本学術会議協力学術研究団体です。

さて、今般公開された、貴館（以下、「文書館」といいます）の『平成28年度 事業概要』によれば、2016年3月末現在の文書館が収蔵する公文書は129, 336冊とされています。これは、『平成27年度 事業概要』に記載されている142, 374冊から13, 038冊減少しています。同様に、県史収集資料も68, 281点減少しています。

ご存じの通り、公文書等の管理に関する法律（平成21年7月1日法律第66号）15条1項にて、特定歴史公文書等については「永久に保存しなければならない」とされており、同34条で「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と規定されています。当会は、上記の法の趣旨等に鑑みて、県民共有の知的資源である歴史的に重要な公文書及び県史収集資料が大幅に減少していることを深く憂慮しております。

つきましては、以下の点について質問しますので、**11月末日**までにご回答くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、本質問状及び頂戴した回答は当会のホームページで公開することを申し添えます。

- 問1 文書館所蔵公文書・県史収集資料が、大幅に減少した理由は如何。
- 問2 減少した公文書・県史収集資料の具体的な簿冊名・資料名・内容は如何。
- 問3 減少の理由が廃棄によるものだとすれば、その根拠・選別基準は如何。
- 問4 減少の理由が廃棄であった場合、問3で質問した規則・制度等は、「公文書等の管理に関する法律」の趣旨を如何にふまえたものか。

以上

日本アーカイブズ学会事務局
〒105-0004 東京都港区新橋 1-5-5 国際善隣会館 5 階